

臨時福祉給付金および子育て世帯特例給付金を支給します

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金および子育て世帯特例給付金を支給します。

支給対象となる方には、6月中旬に通知を送付します。下記の支給要件に該当する方で通知が届かない場合は、町福祉保健課福祉班までお問い合わせください。

は、町福祉保健課福祉班までお問い合わせください。

受付期限 ● 8月31日(日)

申請窓口 ● 町福祉保健課（美郷町役場庁舎1階）
六郷出張所（美郷町学友館）
仙南出張所（美郷町公民館）

1. 臨時福祉給付金

支給対象者 ● 平成26年度分の住民税が課税されていない方

※課税されている方に扶養されている場合や、生活保護受給者の場合を除きます。

支給額 ● 支給対象者1人につき10,000円

※支給対象者のうち、次の「加算対象者」には1人につき5,000円を加算します。

■加算対象者

区分	対象
老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者	平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方
児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など	平成26年1月分の手当等を受給している方

2. 子育て世帯特例給付金

支給対象者 ● 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、かつ、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

※下記表「児童手当の所得制限限度額」を参照。

対象児童 ● 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※「臨時特例給付金」の対象となる児童および生活保護受給者の児童等を除きます。

支給額 ● 対象児童1人につき10,000円

■児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）

扶養親族等の数	限度額目安
1人	875万6,000円
2人	917万8,000円
3人	960万円

児童手当制度のご案内

現況届の提出は6月30日(月)までです

現況届は、6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届は6月30日(月)までに町福祉保健課または六郷・仙南の各出張所へ提出してください。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。該当する方には現況届書類を送付しています。

■現況届に必要な添付書類

- 申請者が被用者（会社員など）の場合
→健康保険被保険者証の写しなど
- 平成26年1月1日に町外に住所があった場合
→前住所地の市区町村長が発行する平成25年分の児童手当用所得証明書

※この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

【児童手当制度】

■支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

■支給額（6月支給分から）

対象年齢等	支給月額(児童1人当たり)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

※「第3子以降」とは、養育する児童のうち、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあって、年齢が上から数えて3番目以降の児童をいいます。

■支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

平成26年度から指定医療機関でも特定健康診査を受診できます

これまでは、美郷町早朝総合健診（集団健診）のみ特定健康診査を受診できましたが、平成26年度から指定医療機関でも受診できるようになりました。

早朝総合健診の申し込み調べの際に「病院で受ける」と回答した40歳以上の国民健康保険加入者の方や新たに美郷町国民健康保険に加入した方で、病院受診希望の

方には、「特定健康診査受診券」を送付しています。指定医療機関に予約の上、12月末まで忘れずに受診してください。費用は「無料」です（全て美郷町で負担します）。

※指定医療機関リストは受診券と一緒に同封していますので、ご確認ください。

平成26年度国民健康保険・後期高齢者医療 人間ドック等助成金制度をご利用ください

美郷町国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方を対象に、人間ドックまたは脳ドックの費用の一部を助成しています。早朝総合健診を受診できなかった方や、初めてドックを受けてみたい方など、平成26年度

中にドックを受診したい方は町福祉保健課医療保険班までお問い合わせください。

※全ての医療機関でのドック受診が対象です。

■美郷町契約健診機関

対象	美郷町国民健康保険加入者(40歳～74歳)	後期高齢者医療加入者(75歳以上)
人間ドック	秋田県総合保健センター・大曲厚生医療センター(旧仙北組合総合病院)・平鹿総合病院・大曲中通病院・横手市立大森病院	大曲厚生医療センター(旧仙北組合総合病院)・大曲中通病院・横手市立大森病院
脳ドック	大石脳外科クリニック	大石脳外科クリニック

①上記の町契約健診機関で受診する場合

ドック費用額から助成金が差し引かれて請求されます

②上記の町契約健診機関以外で受診する場合

ドック費用を全額支払った後町から助成金を交付します

①、②のいずれの場合も、ドック受診前に必ず「人間ドック等助成金申請書」を提出してください。助成金の申請書は町福祉保健課および六郷・仙南の各出張所に備えています。

※平成26年度の特定健診、人間ドックの申込期限は12月26日(金)です。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

商工観光交流課

事業主の皆さん、ご利用ください 正規雇用者育成支援事業

町では、事業者の人材育成にかかる負担軽減と、正規雇用者の職場定着を促進するため、新卒者を正規雇用した事業主に助成金を交付しています。ぜひご利用ください。

対象 ●平成25年4月1日以後に新卒者(※1)を正規雇用(※2)した事業者(※3)で、右記の①～⑤を満たしていること

- (※1) 町内に住所を有する者で、高校、大学、専修学校を卒業して3年以内の未就職者
- (※2) 雇用期間の定めのない正規の従業員として、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結しての雇用
- (※3) 町内に民営事業所を有する個人または法人

- ①町税を滞納していないこと
- ②正規雇用者の職場が町内に所在する事業所であること
- ③正規雇用者を雇用保険被保険者として3カ月以上雇用していること
- ④雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から助成金交付申請書を提出する日までの間において、事業主都合による離職者がいないこと
- ⑤正規雇用者は事業者(法人の場合は代表者)の三親等以内の親族でないこと

助成金額 ●正規雇用者1人につき18万円

申請方法 ●正規雇用してから3カ月以後に、下記まで申請してください。

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909